

建築基準法の一部を改正する法律等の施行について

改正法等の概要

1. 定期報告制度の見直しについて
2. 防火・避難に関する規制の合理化
 - ① 耐火性能検証における加熱面以外の面の温度に係る評価方法の合理化(令第108条の3第1項)
 - ② 防火上有害な損傷を許容する屋根に関する規定の見直し(令第109条の6、令第136条の2の2)
 - ③ 防火上主要な間仕切壁に係る規制の合理化(令第112条第2項、令第114条第2項及び第3項)
 - ④ 別の建築物とみなす規定の合理化(令第117条第2項第2号、令第129条の2、令第137条の14第2項)
 - ⑤ 特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビーの排煙方法の見直し(令第123条第3項第2号、令第129条の13の3第13項)
 - ⑥ 非常用出入口の設置に係る規制の合理化(令第126条の6第3号)
 - ⑦ 避難安全検証を適用できる建築物の範囲の合理化について(令第129条、令第129条の2)
 - ⑧ 全館避難安全検証の合理化について(令第129条の2)
 - ⑨ 構造に関する規制の合理化
 - i だぼ継等の接合方法の追加について(令第42条第1項)
 - ii 床組等の変形防止方法の追加について(令第46条第3項)
 - iii 法第20条について既存不適格のまま増改築等を行うことができる特例の対象建築物への超高層建築物の追加について(令第137条の2、令第137条の12第1項)
 - iv 既存不適格建築物の増改築等に係る規制の見直し(令第137条の2)
 - v 法第37条の適用除外による既存ストックの活用について(法第37条)
 - vi 化粧梁構造用合板の追加について(令第46条第4項)
 - vii 含水率の基準の緩和について(令第46条第2項)
 - viii 特定天井に係る規制の合理化等について(令第39条第3項)
 - ⑩ その他
 - i 建築設備を除いた型式適合認定制度(令第10条、令第136条の2の11、規則第1条の3第5項)
 - ii 確認を要する小荷物専用昇降機について(令第146条)
3. 不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件(H28年国土交通省告示第693号)

リンク国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>